

後期高齢者医療制度の概要

区 分	高齢者の医療の確保に関する法律（医療等）																																		
実 施 主 体	後期高齢者医療広域連合（自治事務）																																		
被 保 険 者	① 75歳以上 ② 65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にあると認定された人																																		
住 所 要 件	当該後期高齢者医療広域連合の区域内に居住地を有すること																																		
一 部 負 担 金	定率1割負担（ただし現役並み所得者は定率3割負担） （世帯負担限度） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td style="text-align: right;">80,100円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td style="text-align: right;">44,400円</td> </tr> </table> + (医療費-267,000) × 1% 住民税非課税（区分Ⅱ） 24,600円 住民税非課税（区分Ⅰ） 15,000円 （外来自己負担限度） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td style="text-align: right;">44,400円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td style="text-align: right;">12,000円</td> </tr> </table> 住民税非課税（区分Ⅱ） 8,000円 住民税非課税（区分Ⅰ） 8,000円		現役並み所得者	80,100円	一 般	44,400円	現役並み所得者	44,400円	一 般	12,000円																									
現役並み所得者	80,100円																																		
一 般	44,400円																																		
現役並み所得者	44,400円																																		
一 般	12,000円																																		
食事・生活療養に係る標準負担額	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">食事療養標準負担額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">食費</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者・一般 （ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円）</td> <td style="text-align: center;">1食 460円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ、Ⅱのいずれにも該当しない指定難病患者</td> <td style="text-align: center;">1食 260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ（90日までの入院）</td> <td style="text-align: center;">1食 210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ（過去12ヶ月間で90日以上入院）</td> <td style="text-align: center;">1食 160円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">1食 100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活療養標準負担額</td> <td style="text-align: center;">食費</td> <td style="text-align: center;">居住費</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者・一般</td> <td style="text-align: center;">1食 460円(※)</td> <td style="text-align: center;">1日 320円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td style="text-align: center;">1食 210円</td> <td style="text-align: center;">1日 320円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">1食 130円</td> <td style="text-align: center;">1日 320円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給者）</td> <td style="text-align: center;">1食 100円</td> <td style="text-align: center;">1日 0円</td> </tr> </table> ※入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関か（Ⅱ）を算定する保険医療機関かで負担額が異なる。 入院時生活療養（Ⅰ） 1食 460円、入院時生活療養（Ⅱ） 1食 420円		食事療養標準負担額	食費		現役並み所得者・一般 （ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円）	1食 460円		低所得者Ⅰ、Ⅱのいずれにも該当しない指定難病患者	1食 260円		低所得者Ⅱ（90日までの入院）	1食 210円		低所得者Ⅱ（過去12ヶ月間で90日以上入院）	1食 160円		低所得者Ⅰ	1食 100円		生活療養標準負担額	食費	居住費	現役並み所得者・一般	1食 460円(※)	1日 320円	低所得者Ⅱ	1食 210円	1日 320円	低所得者Ⅰ	1食 130円	1日 320円	低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給者）	1食 100円	1日 0円
食事療養標準負担額	食費																																		
現役並み所得者・一般 （ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円）	1食 460円																																		
低所得者Ⅰ、Ⅱのいずれにも該当しない指定難病患者	1食 260円																																		
低所得者Ⅱ（90日までの入院）	1食 210円																																		
低所得者Ⅱ（過去12ヶ月間で90日以上入院）	1食 160円																																		
低所得者Ⅰ	1食 100円																																		
生活療養標準負担額	食費	居住費																																	
現役並み所得者・一般	1食 460円(※)	1日 320円																																	
低所得者Ⅱ	1食 210円	1日 320円																																	
低所得者Ⅰ	1食 130円	1日 320円																																	
低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給者）	1食 100円	1日 0円																																	
高 額 医 療 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の外来の一部負担金等合算額が、外来自己負担限度額を超えた場合に請求により高額療養費として後から支給される。（個人単位） ・ 被保険者の一部負担金等世帯合算額が世帯の限度額を超えた場合に、超えた分が高額療養費として後から支給される。 ・ 入院により自己負担限度額を超えた分及び外来で同一月、同一医療機関等において自己負担限度額を超えた分は現物給付される。 																																		

負担割合	高齢者の 保険料	現役世代の支援 (後期高齢者支援金)	公費 (約 5 割)			
	約 1 割	約 4 割	国(調整交付金)	国	県	市町村
制度開始時期	平成 2 0 年 4 月 1 日					

後期高齢者医療制度の沿革

平成 20 年度～																					
主要事項	<p>○高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75 歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度を平成 20 年 4 月から施行。(高齢者の医療の確保に関する法律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は都道府県単位の広域連合 ・都道府県単位で均一の保険料率設定 ・保険料の徴収は原則として特別徴収(年金天引き)(H20.7.25 の施行令改正により、一定の条件を満たし市町村が認めた場合、口座振替による納付が可能) ・費用負担の仕組み・・・高齢者の保険料 1 割、若年世代の支援金 4 割、公費 5 割(国 4 : 都道府県 1 : 市町村 1) 																				
一部負担金等	<p>○一部負担金：定率 1 割負担(現役並み所得者は 3 割負担) 現役並み所得者：本人と同一世帯の被保険者の課税所得 145 万円以上 (収入の額が 520 万円(単身世帯で 383 万円)未満の基準収入額適用申請があれば一般)</p> <p>○高額医療費支給制度 以下の額を超える分を高額医療費として支給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">自己負担限度額 (すべての自己負担額を世帯で合算)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">外来(個人ごと)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">12,000円</td> <td style="text-align: center;">44,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市町村 税非課税</td> <td style="text-align: center;">区分Ⅱ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">8,000円</td> <td style="text-align: center;">24,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">現役並み所得者</td> <td style="text-align: center;">44,400円</td> <td style="text-align: center;">80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (注)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(注) 多数該当(年 4 回目以降)の場合は 44,400円</p>			自己負担限度額 (すべての自己負担額を世帯で合算)		外来(個人ごと)		一般		12,000円	44,400円	市町村 税非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	区分Ⅰ	15,000円	現役並み所得者		44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (注)
				自己負担限度額 (すべての自己負担額を世帯で合算)																	
		外来(個人ごと)																			
一般		12,000円	44,400円																		
市町村 税非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円																		
	区分Ⅰ		15,000円																		
現役並み所得者		44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (注)																		
保険料軽減等	<p>平成 20 年度における保険料軽減(特別対策を含む)</p> <p>○均等割の軽減(平成 20 年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等</th> <th style="text-align: center;">軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">33 万円以下</td> <td style="text-align: center;">8.5割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33 万円+24.5 万円×世帯主を除く被保険者数</td> <td style="text-align: center;">5割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33 万円+35 万円×被保険者の数</td> <td style="text-align: center;">2割</td> </tr> </tbody> </table> <p>○所得割の軽減・・・負担する者のうち基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下の方は 5 割軽減</p> <p>○被用者保険の被扶養者であった方にかかる軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 4 月から 9 月まで無料、平成 20 年 10 月から均等割を 9 割軽減 ・所得割は課さない 		同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合	均等割	33 万円以下	8.5割	33 万円+24.5 万円×世帯主を除く被保険者数	5割	33 万円+35 万円×被保険者の数	2割										
	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合																			
均等割	33 万円以下	8.5割																			
	33 万円+24.5 万円×世帯主を除く被保険者数	5割																			
	33 万円+35 万円×被保険者の数	2割																			

平成 21 年度～ (変更点のみ)													
保険料軽減等	<p>平成 21 年度以降における保険料軽減は、平成 20 年度の対策に加え、均等割 9 割軽減を追加。</p> <p>○均等割の軽減(平成 21 年度～)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等</th> <th style="text-align: center;">軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">33 万円以下かつ被保険者全員の年金収入が 80 万円以下 (その他の各種所得なし)</td> <td style="text-align: center;">9割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33 万円以下</td> <td style="text-align: center;">8.5割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33 万円+24.5 万円×世帯主を除く被保険者数</td> <td style="text-align: center;">5割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33 万円+35 万円×被保険者の数</td> <td style="text-align: center;">2割</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 年間とされていた被用者保険の被扶養者であった方にかかる軽減を当面継続(平成 22 年度～)</p>		同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合	均等割	33 万円以下かつ被保険者全員の年金収入が 80 万円以下 (その他の各種所得なし)	9割	33 万円以下	8.5割	33 万円+24.5 万円×世帯主を除く被保険者数	5割	33 万円+35 万円×被保険者の数	2割
	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合											
均等割	33 万円以下かつ被保険者全員の年金収入が 80 万円以下 (その他の各種所得なし)	9割											
	33 万円以下	8.5割											
	33 万円+24.5 万円×世帯主を除く被保険者数	5割											
	33 万円+35 万円×被保険者の数	2割											